

介護保険負担限度額認定について

下記の施設やサービスを利用時の食費・居住費(滞在費)について、一定の要件を満たす方は申請のうえ介護保険負担限度額認定を受けることで費用の負担が軽減される場合があります。

【軽減の対象となる施設及びサービス】

- ・介護保険施設(介護老人福祉施設 ※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)
- ・地域密着型介護老人福祉施設 ※特別養護老人ホーム
- ・ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)

有料老人ホームは対象外です。

基準費用額と負担限度額

<令和8年8月以降>

基準費用額と負担限度額 ＜令和8年8月以降＞			基準費用額 【日額】	負担限度額【日額】			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,545 円 (1,445 円)	300 円	390 円	680 円 (650 円)	1,420 円 (1,360 円)
食費 ショートステイ利用時					600 円	1,030 円 (1,000 円)	1,360 円 (1,300 円)
居住費（滞在費）	多床室	特養等	915 円	0 円	430 円	430 円	530 円 (430 円)
		老健・医療院 室料を徴収する場合	697 円	0 円	430 円	430 円	
		老健・医療院 室料を徴収しない場合	437 円	0 円	430 円	430 円	430 円
	従来型 個室	特養等	1,231 円	380 円	480 円	880 円	980 円 (880 円)
		老健・医療院	1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,470 円 (1,370 円)
	ユニット型個室的多床室		1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	
	ユニット型個室		2,066 円	880 円	880 円	1,370 円	

()内は令和8年7月までの金額です。

基準費用額は、食費・居住費(滞在費)の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決められています。

負担軽減の対象の要件<令和8年8月以降>

利用者 負担段階	対象者		
	所得などの要件		預貯金等資産の要件※
第1段階	生活保護を受給している方		要件なし
	老齢福祉年金の受給者であって、本人と本人の属する世帯全員及び配偶者(別世帯・内縁関係含む)が住民税非課税の方		単身で 1,000 万円以下 夫婦で 2,000 万円以下
第2段階	本人と本人の属する 世帯全員及び配偶者 (別世帯や内縁関係含む) が住民税非課税の方	前年の合計所得金額+年金収入額+非課税年金額が 82.65 万円以下の方	単身で 650 万円以下 夫婦で 1,650 万円以下
第3段階①		前年の合計所得金額+年金収入額+非課税年金額が 82.65 万円超 120 万円以下の方	単身で 550 万円以下 夫婦で 1,550 万円以下
第3段階②		前年の合計所得金額+年金収入額+非課税年金額が 120 万円超の方	単身で 500 万円以下 夫婦で 1,500 万円以下

※2号被保険者(65 歳未満)は段階に関わらず単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円を超える場合は軽減対象外。
課税状況及び所得の金額等は当該年度の住民税申告の内容に基づき判定します。(4~7月は前年度の内容に基づきます。)

令和8年7月まで、所得などの要件における「82.65 万円」を「80.9 万円」として判定します。

- ・軽減に該当する方には、申請により「介護保険負担限度額認定証」(オレンジ色の証書)を交付します。
- ・認定証の有効期間は申請月の初日から翌7月 31 日までです。※生活保護受給者や転入者は異なる場合があります。
- ・認定証の有効期間後も引き続き該当サービスを利用する場合は、毎年申請が必要となります。
- ・軽減の要件に該当しなくなった場合は、有効期間に関わらず負担段階の再判定を行い、段階が変更になると差額の支給または徴収に繋がる場合があります。

問合せ先: 〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市 福祉部 介護長寿課 介護給付・保険料係